

休業・休職に伴う償還金について

1 償還猶予の特例

次に該当するときは、償還を猶予することができます。

- (1) 住宅貸付け、住宅災害貸付け、又は介護構造部分に係る貸付けについては、住宅又は住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき。

【猶予期間】申し出のあった日の属する月の翌月から12カ月の範囲内。

- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業の承認を受けたとき。

【猶予期間】育児休業期間の範囲内。

- (3) 育児・介護休業法第61条第6項において準用する同条第3項の規定による介護休業を取得したとき。

【猶予期間】介護休業期間の範囲内。（引き続き1カ月以上の介護休業期間の場合に限る。）

- (4) 疾病により無給休職となったとき。

【猶予期間】無給休職の期間の範囲内。

ただし、傷病手当金又は傷病手当金附加金の支給を受けている期間は対象となりません。

なお、傷病手当金及び傷病手当金附加金からの償還金の控除を申し出ることができます。

「償還金控除依頼書」【支部様式第19号】を提出してください。

- (5) 地方公務員法第26条の6の規定による配偶者同行休業の承認を受けたとき。

【猶予期間】配偶者同行休業の範囲内。

2 手続方法

償還猶予を希望するときは、「償還猶予申出書」【支部様式第3-1号】に所要事項を記入し、猶予を希望する月の前月の末日までに提出してください。

期限内に猶予の申出書が提出されないときは猶予の扱いができません。

この場合、振込依頼書を送付しますので、期限までに納付してもらうことになります。

また、振込手数料は振込人の負担となります。

3 猶予期間中の償還金の扱い

猶予された償還金については、猶予に係る利息は発生しません。

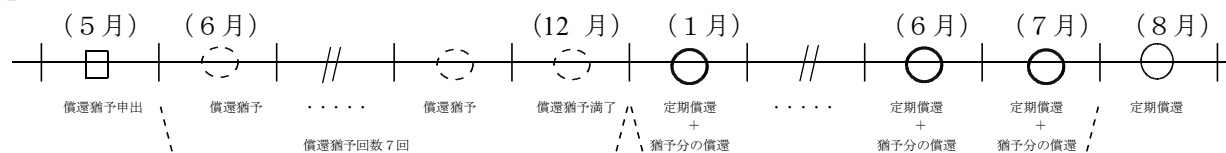
原則として、猶予期間が終わった月の翌月（ボーナス償還の場合は直近のボーナス支給月）から、猶予された償還回数により均等割した金額を定期償還分と併せて返済することになります。

したがって、当該月の償還金は通常の定期償還額の2倍となります。

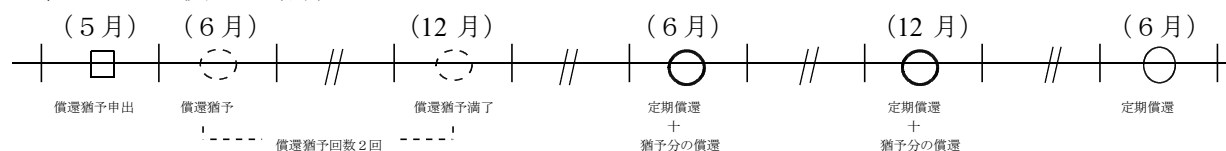
なお、猶予された償還金の全額を1回で返済することもできますが、この場合の返済期限は均等額によることとしたときの返済期間内となります。

また、繰上償還もできます。

【例】◇毎月償還の場合



◇ボーナス償還の場合



4 償還猶予を希望しない場合

償還の猶予を希望しない場合は、「休職中の貸付金償還届」【支部様式第3－2号】に所要事項を記入し、休職する月の前月の末日までに提出してください。

毎月、振込依頼書を送付しますので、期限までに納付してください。

なお、振込手数料は振込人の負担となります。